

公職選挙法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 期日前投票及び不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書に係る申立ての内容の見直しに関する事項

期日前投票及び不在者投票の事由に該当する旨の宣誓について、選挙の当日に当該事由のいずれかに該当すると見込まれる旨の包括的な宣誓で足りるものとする。 (第四十九条の八及び第五十二条関係)

第二 衆議院比例代表選出議員の選挙の公職の候補者等に係る政治活動用立札及び看板の類の総数に関する事項

衆議院比例代表選出議員の選挙の公職の候補者等に係る政治活動用立札及び看板の類の総数の基準となる衆議院比例代表選出議員の選挙区の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数の下限が十となることに伴い、所要の規定を整備するものとする。 (第一百十条の五関係)

第三 選挙事務所の数及び法定選挙運動費用(固定額)に関する事項

衆議院小選挙区選出議員の選挙区が改定されることに伴い、改定後の選挙区のうち交通困難等の状況のある区域を有するものについて、現行の特例選挙区に準じて、選挙事務所の数及び法定選挙運動費用(固定額)の特例の対象とすること。(別表第三及び別表第五関係)

第四 施行期日等に関する事項

一 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律（令和四年法律第八十九号）の施行の日から施行するものとする。ただし、第一については令和五年三月一日から施行するものとする。 （附則第一

条関係）

二 第二及び第三による改正後の公職選挙法施行令の規定は、この政令の施行の日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用するものとする。 （附則第二条第一項関係）

三 第一による改正後の公職選挙法施行令の規定は、第一の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用するものとする。 （附則第二条第二項関係）